

立佞武多の館大規模改修工事設計技術協力業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年2月21日

五所川原市長

## 記

### 1 業務の概要

(1) 業務名 立佞武多の館大規模改修工事設計技術協力業務

(2) 業務内容

立佞武多の館大規模改修工事に係る施工予定者選定プロポーザル応募要領のとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和6年12月25日(予定)まで

### 2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を全てに満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則(平成17年規則第53号。以下「契約事務規則」という。)第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間がプロポーザル実施公告の日から、施工予定者決定の日までにないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないものであること。
- (6) 単体企業での参加とすること。
- (7) 東北6県に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 建設法((昭和24年法律第100号))の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受け、契約締結予定日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降に法の規定による経営事項審査を受けていること。
- (9) 五所川原市建設業者工事施行能力審査規則(平成17年規則第144号)第14条の規定により作成された建設業者等級名簿(有資格者名簿)に登載され、令和5年度指名競争入札参加資格審査申請書提出時又は最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,700点以上であること。
- (10) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築

士事務所の登録を受けている者であること。

(11) 元請人として、平成21年4月1日以降、延べ床面積3,000㎡以上かつ鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築工事の完工実績があること。

(12) 設計者及び参加希望者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

#### ア 資本関係

① 子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同じ。）

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) 立佞武多の館大規模改修工事施工期間中に、建設業法の規定に基づく技術者を適正に配置できること。

### 3 応募要領の配布について

応募要領及び様式等（以下「応募要領等」という。）の配布は、次のとおりとする。

#### (1) 配布期間

令和6年2月21日（水）～令和6年3月8日（金）の土・日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### (2) 配布場所

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市経済部商工観光課観光係

電話 0173-35-2111（内線2575）

FAX 0173-35-1093

E-mail syoukou@city.goshogawara.lg.jp

(3) 配布方法 上記（2）のほか、五所川原市ホームページで配布する。

### 4 参加手続等

#### (1) 担当（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41番地1

五所川原市経済部商工観光課観光係

電話 0173-35-2111（内線2575）

FAX 0173-35-1093

E-mail syoukou@city.goshogawara.lg.jp

## (2) 参加手続等

### ア 参加申請書等の提出

参加希望者は、応募要領等で示された書類を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和6年3月8日（金） 午後5時15分まで
- ② 提出場所 (1)と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送・宅配便（以下「郵送等」という。）とする。なお、郵送等の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

### イ 参加資格の審査

2及び応募要領等に定める参加資格要件の審査を行い、審査結果を通知する。それに併せて、参加資格を有する者に既存調査資料を配布し、技術提案に係る書類（以下「技術提案書」という。）を要請する。

### ウ 技術提案書等の提出

参加資格要件を有し、技術提案書の提出を依頼された者は、応募要領で示された書類を添付し、次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和6年3月18日（月） 午後5時15分まで
- ② 提出場所 (1)と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送等とする。なお、郵送等の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

## (3) 参加の辞退

技術提案書等の提出を要請された者が参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年3月18日（月） 午後5時15分まで
- ② 提出場所 (1)と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送・宅配便とする。なお、郵送等の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

## (4) 非参加要請者に対する理由の説明

技術提案書等の提出を要請しない参加希望者（非参加要請者）は、その理由について、審査結果通知に指定された期限までに書面により説明を求めることができる。

なお、理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則7日以内に書面により回答する。

## 5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

### (1) 参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 6 優先交渉権者の特定

実施要領に規定されている選定委員会において、実施要領等で定めた審査方法により、提出された技術提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて技術協力業務の優先交渉権者及び次点者を特定する。

## 7 契約の締結

6で特定された優先交渉権者と交渉し、契約を締結する。

- (1) 発注者と優先交渉権者は見積合わせ等の協議を行い、実施設計者を含む三者で実施設計を円滑に完成させるために協定及び技術協力業務の契約を締結する。

なお、発注者が認めた実施設計図書に基づく改修工事の見積金額が、発注者と施工予定者において合意した工事費の範囲内であった場合、発注者は施工予定者との工事請負契約の締結を予定している。

- (2) 優先交渉権者は、契約締結に際し、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付、又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しない。

- (4) 優先交渉権者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。

## 8 その他

- (1) 技術協力業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザル方式への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル方式以外の用に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、五所川原市市情報公開条例（平成17年条例第9号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 詳細は実施要領等による。